

保護者様

勝浦市立勝浦中学校長 岡安 和彦

学校関係者(生徒・教職員)が新型コロナウイルス感染症の  
感染者等になった場合の対応について(一部追加)

標記の件につきましては、下記のとおりと致しますので確認・対応をお願いいたします。

記

- 1 学校からの感染情報等についての発信については以下の通りとなります。
  - (1) 学校関係者から感染者が確認されて、保健所・市教育委員会と協議した上で、臨時休校や学年・学級閉鎖になる場合については、連絡メール、手紙でお知らせします。
  - (2) 学校関係者から感染者が確認された場合でも、保健所・市教育委員会と協議した上で、通常通りの教育活動が行える場合は、連絡等はしません。
- 2 具体的な対応については、以下の3つの例が基本となります。
  - (1) 本校生徒・教職員の感染が確認された場合で教育活動に影響等がある場合
    - ・ 状況及び今後の対応について、連絡メール、手紙でお知らせします。
  - (2) 本校生徒・教職員の同居する家族の感染が判明し、生徒、教職員が濃厚接触者と指定された場合
    - ・ 濃厚接触者となった生徒、教職員の検査結果が陰性であった場合は、学校は通常通り行い、メール、手紙のお知らせはしません。  
(当該の生徒、教職員は、陰性であっても2週間の自宅待機となることが想定されます。)
  - (3) 同居する家族が濃厚接触者に指定された場合又は医師の指示等でPCR検査を受けた場合
    - ・ 同居する家族の検査結果が出るまでは、自宅待機とします。但し、**登校再開等の目的で行われる2回目の検査の場合は、この限りではありません。**
    - ・ 同居する家族が陽性となった場合は、(2)と同様の対応となります。
    - ・ 同居する家族が陰性となった場合は、通常通り教育活動を行います。
- 3 学校から連絡メール、手紙等での連絡がない場合は、学校の教育活動に影響がないとお考え下さい。
- 4 生徒や同居する家族の感染が判明した場合、濃厚接触者に指定された場合は、必ず学校に連絡してください。
- 5 本人や同居する家族に発熱や風邪等の症状が出た場合は、学校をお休みしてください。その場合、欠席にはなりません。(学校保健安全法に基づく「出席停止」となります。)